

【件名】 フランスにおける外出制限（延長）

●3月27日付政令により、3月17日から実施している外出制限の期限が4月15日まで延長されました。また、学校閉鎖期間も4月15日まで延長されました。

1 3月27日付政令により、3月17日から実施している外出制限の期限が4月15日まで延長されました。また、学校閉鎖期間も4月15日まで延長されました。

【参考】

2020年3月27日付政令：

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000041762421&fastPos=9&fastReqId=2126215163&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

2 外出制限期間中は、特例外出理由として認められている理由以外の外出は認められていません。特例外出として認められていない外出をした場合や認められている外出であっても特例外出証明書を所持していない場合は罰金の対象になりますのでご注意ください。詳しくは当館HP「新型コロナウイルスに関する最新情報：フランス政府による主な措置」をご参照ください。

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/info_covid19.html#ancre5

【参考】

仏内務省コロナウイルス特設サイト：<https://www.gouvernement.fr/info-coronavirus>

仏政府 HP：<https://www.gouvernement.fr/suivre-l-actualite-du-premier-ministre>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）